

「らくらく家財宅急便」「単身引越サービス」「ヤマト便」運送約款	
開自貨第 476 号	認可日平成19年7月30日 改定日平成24年7月24日
	
目次	
第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 運送業務	
第一节 通則（第三条 - 第五条）	
第二节 引受け（第六条・第十六条）	
第三节 精込み又は取卸し（第十七条）	
第四节 貨物の受取及び引渡し（第十八条 - 第二十六条）	
第五節 指図（第二十七条・第二十八条）	
第六節 事故（第二十九条 - 第三十一条）	
第七節 運賃及び料金（第三十二条 - 第三十七条）	
第八節 責任（第三十八条 - 第五十一条）	
第九節 連絡運輸（第五十二条 - 第五十九条）	
第三章 附帯業務（第六十条 - 第六十二条）	

第一章 総則（事業の種類）
第一条 <div> <p>当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。</p> </div> <div> <p>2. 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。</p> </div> <div> <p>3. 当店は、貨物自動車利用運送を行います。</p> </div>
（適用範囲）
第二条 <div> <p>この約款は、当店が一般貨物自動車運送事業として行う「らくらく家財宅急便」「単身引越サービス」「ヤマト便」に適用されます。</p> </div> <div> <p>2. この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。</p> </div> <div> <p>3. 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。</p> </div>

第二章 運送業務
第一节 通則（受付日時）
第三条 <div> <p>当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。</p> </div> <div> <p>2. 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。</p> </div>
（運送の順序）
第四条 <div> <p>当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。</p> </div>
（引渡期間）
第五条 <div> <p>当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。</p> </div> <div> <p>一　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日</p> </div> <div> <p>二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日、ただし、一日未満の端数は一日とします。</p> </div> <div> <p>三　集配期間　集貨及び配達をする場合にあつては各一日</p> </div> <div> <p>2. 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。</p> </div>

第二节 引受け（貨物の種類及び性質の確認）
第六条 <div> <p>当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を申告することを申込者に求めることがあります。</p> </div> <div> <p>2. 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。</p> </div> <div> <p>3. 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の申告をしたところと異なるないときは、これにより生じた損害の賠償をします。</p> </div> <div> <p>4. 当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の申告したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。</p> </div>
（引受拒絶）
第七条 <div> <p>当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。</p> </div> <div> <p>一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。</p> </div> <div> <p>二　申込者が、前条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。</p> </div> <div> <p>三　当該運送に適する設備がないとき。</p> </div> <div> <p>四　当該運送に関し、申込者が特別な負担を求められたとき。</p> </div> <div> <p>五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。</p> </div> <div> <p>六　天災その他やむを得ない事由があるとき。</p> </div> <div> <p>七　複数の個人情報が入内容物にふくまれた貨物であるとき。</p> </div>
（運送状等）
第八条 <div> <p>荷送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければならない。</p> </div> <div> <p>一　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> </div> <div> <p>二　集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> </div> <div> <p>三　運送の扱種別</p> </div> <div> <p>四　運賃、料金、立替金その他の費用（以下、「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項</p> </div> <div> <p>五　荷送人及び荷受人の氏名又は番号並びに住所及び電話番号</p> </div> <div> <p>六　運送状の作成地及びその作成の年月日</p> </div> <div> <p>七　高価品については、貨物の種類及び価額</p> </div> <div> <p>八　品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> </div> <div> <p>九　その他その貨物の運送に関し必要な事項</p> </div> <div> <p>2. 荷送人は、当店が前項の運送状の提出を請求しないときは、当店に前項各号に掲げる事項を申告しなければならない。</p> </div>
（高価品及び貴重品）
第九条 <div> <p>この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。</p> </div> <div> <p>一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンクステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱、石、琥珀、真珠その他の宝玉五、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品</p> </div> <div> <p>二　美術品及び骨董品</p> </div> <div> <p>三　容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。)</p> </div> <div> <p>2. 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りにごとに、これをします。</p> </div> <div> <p>3. この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。</p> </div>
（運送の扱種別等不明の場合）
第十条 <div> <p>当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他その貨物の運送に關し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物を運送します。</p> </div>
（荷造り）
第十条 <div> <p>荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。</p> </div> <div> <p>2. 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。</p> </div> <div> <p>3. 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。</p> </div>

（外装表示）
第十二条 <div> <p>荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければならない。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りであります。</p> </div> <div> <p>一　荷送人及び荷受人の氏名又は番号及び住所</p> </div> <div> <p>二　品名</p> </div> <div> <p>三　個数</p> </div> <div> <p>四　その他運送の取扱いに必要な事項</p> </div> <div> <p>2. 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。</p> </div>
（貨物引換証の発行）
第十三条 <div> <p>当店は、荷送人の請求により貨物引換証を発行する場合には、貨物の全部の引渡しを受けた後、これを発行します。ただし、次の各号の貨物については、これを発行しません。</p> </div> <div> <p>一　貴重品及び危険品</p> </div> <div> <p>二　植木類、苗及び生花</p> </div> <div> <p>三　動物</p> </div> <div> <p>四　活鮮魚類その他腐敗又は変質しやすいもの</p> </div> <div> <p>五　流動物(酒類、酢類、醬油、清涼飲料及び発火又は引火等の危険性のない油類を除く。)</p> </div> <div> <p>六　汚れない品</p> </div> <div> <p>七　品代金取立ての委託を受けた貨物</p> </div> <div> <p>八　ばら積貨物</p> </div>
（動物等の運送）
第十四条 <div> <p>当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することができます。</p> </div> <div> <p>一　当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。</p> </div> <div> <p>二　当該貨物の運送につき、付添人を付すること。</p> </div>
（危険品についての特則）
第十五条 <div> <p>荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に申告し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記しなければならない。</p> </div>
（連絡運輸又は利用運送）
第十六条 <div> <p>当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。</p> </div>

第三节 精込み又は取卸し（精込み又は取卸し）
第十七条 <div> <p>貨物の精込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。</p> </div> <div> <p>一　シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。</p> </div>
第四节 貨物の受取及び引渡し（受取及び引渡しの場所）
第十八条

「らくらく家財宅急便」「単身引越サービス」「ヤマト便」運送約款

第二章 運送業務
第一节 通則（第三条 - 第五条）
第二节 引受け（第六条・第十六条）
第三节 精込み又は取卸し（第十七条）
第四节 貨物の受取及び引渡し（第十八条 - 第二十六条）
第五節 指図（第二十七条・第二十八条）
第六節 事故（第二十九条 - 第三十一条）
第七節 運賃及び料金（第三十二条 - 第三十七条）
第八節 責任（第三十八条 - 第五十一条）
第九節 連絡運輸（第五十二条 - 第五十九条）
第三章 附帯業務（第六十条 - 第六十二条）

第一章 総則（事業の種類）
第一条 <div> <p>当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。</p> </div> <div> <p>2. 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。</p> </div> <div> <p>3. 当店は、貨物自動車利用運送を行います。</p> </div>
（適用範囲）
第二条 <div> <p>この約款は、当店が一般貨物自動車運送事業として行う「らくらく家財宅急便」「単身引越サービス」「ヤマト便」に適用されます。</p> </div> <div> <p>2. この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。</p> </div> <div> <p>3. 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。</p> </div>
（引渡期間）
第三条 <div> <p>当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。</p> </div> <div> <p>一　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日</p> </div> <div> <p>二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日、ただし、一日未満の端数は一日とします。</p> </div> <div> <p>三　集配期間　集貨及び配達をする場合にあつては各一日</p> </div> <div> <p>2. 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。</p> </div>
（運送の順序）
第四条 <div> <p>当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。</p> </div>
（引渡不能の貨物の寄託）
第五条 <div> <p>当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。</p> </div> <div> <p>一　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日</p> </div> <div> <p>二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日、ただし、一日未満の端数は一日とします。</p> </div> <div> <p>三　集配期間　集貨及び配達をする場合にあつては各一日</p> </div> <div> <p>2. 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。</p> </div>

第二章 運送業務
第一节 通則（受付日時）
第三条 <div> <p>当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。</p> </div> <div> <p>2. 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。</p> </div>
（運送の順序）
第四条 <div> <p>当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。</p> </div>
（引渡期間）
第五条 <div> <p>当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。</p> </div> <div> <p>一　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日</p> </div> <div> <p>二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日、ただし、一日未満の端数は一日とします。</p> </div> <div> <p>三　集配期間　集貨及び配達をする場合にあつては各一日</p> </div> <div> <p>2. 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。</p> </div>
（引受拒絶）
第七条 <div> <p>当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。</p> </div> <div> <p>一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。</p> </div> <div> <p>二　申込者が、前条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。</p> </div> <div> <p>三　当該運送に適する設備がないとき。</p> </div> <div> <p>四　当該運送に関し、申込者が特別な負担を求められたとき。</p> </div> <div> <p>五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。</p> </div> <div> <p>六　天災その他やむを得ない事由があるとき。</p> </div> <div> <p>七　複数の個人情報が入内容物にふくまれた貨物であるとき。</p> </div>
（運送状等）
第八条 <div> <p>荷送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければならない。</p> </div> <div> <p>一　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> </div> <div> <p>二　集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> </div> <div> <p>三　運送の扱種別</p> </div> <div> <p>四　運賃、料金、立替金その他の費用（以下、「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項</p> </div> <div> <p>五　荷送人及び荷受人の氏名又は番号並びに住所及び電話番号</p> </div> <div> <p>六　運送状の作成地及びその作成の年月日</p> </div> <div> <p>七　高価品については、貨物の種類及び価額</p> </div> <div> <p>八　品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> </div> <div> <p>九　その他その貨物の運送に関し必要な事項</p> </div> <div> <p>2. 荷送人は、当店が前項の運送状の提出を請求しないときは、当店に前項各号に掲げる事項を申告しなければならない。</p> </div>
（高価品及び貴重品）
第九条 <div> <p>この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。</p> </div> <div> <p>一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンクステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱、石、琥珀、真珠その他の宝玉五、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品</p> </div> <div> <p>二　美術品及び骨董品</p> </div> <div> <p>三　容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。)</p> </div> <div> <p>2. 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りにごとに、これをします。</p> </div> <div> <p>3. この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。</p> </div>

第二节 引受け（貨物の種類及び性質の確認）
第六条 <div> <p>当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を申告することを申込者に求めることがあります。</p> </div> <div> <p>2. 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。</p> </div> <div> <p>3. 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の申告をしたところと異なるないときは、これにより生じた損害の賠償をします。</p> </div> <div> <p>4. 当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の申告したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。</p> </div>
（引受拒絶）
第七条 <div> <p>当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。</p> </div> <div> <p>一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。</p> </div> <div> <p>二　申込者が、前条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。</p> </div> <div> <p>三　当該運送に適する設備がないとき。</p> </div> <div> <p>四　当該運送に関し、申込者が特別な負担を求められたとき。</p> </div> <div> <p>五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。</p> </div> <div> <p>六　天災その他やむを得ない事由があるとき。</p> </div> <div> <p>七　複数の個人情報が入内容物にふくまれた貨物であるとき。</p> </div>
（運送状等）
第八条 <div> <p>荷送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければならない。</p> </div> <div> <p>一　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> </div> <div> <p>二　集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> </div> <div> <p>三　運送の扱種別</p> </div> <div> <p>四　運賃、料金、立替金その他の費用（以下、「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項</p> </div> <div> <p>五　荷送人及び荷受人の氏名又は番号並びに住所及び電話番号</p> </div> <div> <p>六　運送状の作成地及びその作成の年月日</p> </div> <div> <p>七　高価品については、貨物の種類及び価額</p> </div> <div> <p>八　品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> </div> <div> <p>九　その他その貨物の運送に関し必要な事項</p> </div> <div> <p>2. 荷送人は、当店が前項の運送状の提出を請求しないときは、当店に前項各号に掲げる事項を申告しなければならない。</p> </div>
（高価品及び貴重品）
第九条 <div> <p>この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。</p> </div> <div> <p>一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンクステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱、石、琥珀、真珠その他の宝玉五、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品</p> </div> <div> <p>二　美術品及び骨董品</p> </div> <div> <p>三　容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。)</p> </div> <div> <p>2. 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りにごとに、これをします。</p> </div> <div> <p>3. この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。</p> </div>

第二章 運送業務
第一节 通則（受付日時）
第三条 <div> <p>当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。</p> </div> <div> <p>2. 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。</p> </div>
（運送の順序）
第四条 <div> <p>当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。</p> </div>
（引渡期間）
第五条 <div> <p>当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。</p> </div> <div> <p>一　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日</p> </div> <div> <p>二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日、ただし、一日未満の端数は一日とします。</p> </div> <div> <p>三　集配期間　集貨及び配達をする場合にあつては各一日</p> </div> <div> <p>2. 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。</p> </div>
（引受拒絶）
第七条 <div> <p>当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。</p> </div> <div> <p>一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。</p> </div> <div> <p>二　申込者が、前条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。</p> </div> <div> <p>三　当該運送に適する設備がないとき。</p> </div> <div> <p>四　当該運送に関し、申込者が特別な負担を求められたとき。</p> </div> <div> <p>五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。</p> </div> <div> <p>六　天災その他やむを得ない事由があるとき。</p> </div> <div> <p>七　複数の個人情報が入内容物にふくまれた貨物であるとき。</p> </div>
（運送状等）
第八条 <div> <p>荷送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければならない。</p> </div> <div> <p>一　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> </div> <div> <p>二　集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> </div> <div> <p>三　運送の扱種別</p> </div> <div> <p>四　運賃、料金、立替金その他の費用（以下、「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項</p> </div> <div> <p>五　荷送人及び荷受人の氏名又は番号並びに住所及び電話番号</p> </div> <div> <p>六　運送状の作成地及びその作成の年月日</p> </div> <div> <p>七　高価品については、貨物の種類及び価額</p> </div> <div> <p>八　品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> </div> <div> <p>九　その他その貨物の運送に関し必要な事項</p> </div> <div> <p>2. 荷送人は、当店が前項の運送状の提出を請求しないときは、当店に前項各号に掲げる事項を申告しなければならない。</p> </div>
（高価品及び貴重品）
第九条 <div> <p>この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。</p> </div> <div> <p>一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンクステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱、石、琥珀、真珠その他の宝玉五、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品</p> </div> <div> <p>二　美術品及び骨董品</p> </div> <div> <p>三　容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。)</p> </div> <div> <p>2. 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りにごとに、これをします。</p> </div> <div> <p>3. この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。</p> </div>

第二章 運送業務
第一节 通則（受付日時）
第三条 <div> <p>当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。</p> </div> <div> <p>2. 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。</p> </div>
（運送の順序）
第四条 <div> <p>当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。</p> </div>
（引渡期間）
第五条 <div> <p>当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。</p> </div> <div> <p>一　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日</p> </div> <div> <p>二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日、ただし、一日未満の端数は一日とします。</p> </div> <div> <p>三　集配期間　集貨及び配達をする場合にあつては各一日</p> </div> <div> <p>2. 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。</p> </div>
（引受拒絶）
第七条 <div> <p>当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。</p> </div> <div> <p>一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。</p> </div> <div> <p>二　申込者が、前条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。</p> </div> <div> <p>三　当該運送に適する設備がないとき。</p> </div> <div> <p>四　当該運送に関し、申込者が特別な負担を求められたとき。</p> </div> <div> <p>五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。</p> </div> <div> <p>六　天災その他やむを得ない事由があるとき。</p> </div> <div> <p>七　複数の個人情報が入内容物にふくまれた貨物であるとき。</p> </div>
（運送状等）
第八条 <div> <p>荷送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければならない。</p> </div> <div> <p>一　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> </div> <div> <p>二　集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> </div> <div> <p>三　運送の扱種別</p> </div> <div> <p>四　運賃、料金、立替金その他の費用（以下、「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項</p> </div> <div> <p>五　荷送人及び荷受人の氏名又は番号並びに住所及び電話番号</p> </div> <div> <p>六　運送状の作成地及びその作成の年月日</p> </div> <div> <p>七　高価品については、貨物の種類及び価額</p> </div> <div> <p>八　品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> </div> <div> <p>九　その他その貨物の運送に関し必要な事項</p> </div> <div> <p>2. 荷送人は、当店が前項の運送状の提出を請求しないときは、当店に前項各号に掲げる事項を申告しなければならない。</p> </div>
（高価品及び貴重品）
第九条 <div> <p>この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。</p> </div> <div> <p>一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンクステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱、石、琥珀、真珠その他の宝玉五、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品</p> </div> <div> <p>二　美術品及び骨董品</p> </div> <div> <p>三　容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。)</p> </div> <div> <p>2. 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りにごとに、これをします。</p> </div> <div> <p>3. この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。</p> </div>

第二章 運送業務
第一节 通則（受付日時）
第三条 <div> <p>当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。</p> </div> <div> <p>2. 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。</p> </div>
（運送の順序）
第四条 <div> <p>当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。</p> </div>
（引渡期間）
第五条 <div> <p>当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。</p> </div> <div> <p>一　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日</p> </div> <div> <p>二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日、ただし、一日未満の端数は一日とします。</p> </div> <div> <p>三　集配期間　集貨及び配達をする場合にあつては各一日</p> </div> <div> <p>2. 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。</p> </div>
（引受拒絶）
第七条 <div> <p>当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。</p> </div> <div> <p>一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。</p> </div> <div> <p>二　申込者が、前条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。</p> </div> <div> <p>三　当該運送に適する設備がないとき。</p> </div> <div> <p>四　当該運送に関し、申込者が特別な負担を求められたとき。</p> </div> <div> <p>五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。</p> </div> <div> <p>六　天災その他やむを得ない事由があるとき。</p> </div> <div> <p>七　複数の個人情報が入内容物にふくまれた貨物であるとき。</p> </div>
（運送状等）
第八条 <div> <p>荷送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければならない。</p> </div> <div> <p>一　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> </div> <div> <p>二　集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> </div> <div> <p>三　運送の扱種別</p> </div> <div> <p>四　運賃、料金、立替金その他の費用（以下、「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項</p> </div> <div> <p>五　荷送人及び荷受人の氏名又は番号並びに住所及び電話番号</p> </div> <div> <p>六　運送状の作成地及びその作成の年月日</p> </div> <div> <p>七　高価品については、貨物の種類及び価額</p> </div> <div> <p>八　品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> </div> <div> <p>九　その他その貨物の運送に関し必要な事項</p> </div> <div> <p>2. 荷送人は、当店が前項の運送状の提出を請求しないときは、当店に前項各号に掲げる事項を申告しなければならない。</p> </div>
（高価品及び貴重品）
第九条 <div> <p>この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。</p> </div> <div> <p>一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンクステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱、石、琥珀、真珠その他の宝玉五、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品</p> </div> <div> <p>二　美術品及び骨董品</p> </div> <div> <p>三　容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。)</p> </div> <div> <p>2. 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りにごとに、これをします。</p> </div> <div> <p>3. この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。</p> </div>

第二章 運送業務
第一节 通則（受付日時）
第三条 <div> <p>当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。</p> </div> <div> <p>2. 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。</p> </div>
（運送の順序）
第四条 <div> <p>当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨</p></div>